

令和8年度
京都市国民健康保険保健事業
「生活習慣病一次予防事業」
～運動ひろば 京からだ！～
業務委託事業者募集要項

● 応募書類の提出期限

令和8年2月18日（水）午後5時30分まで

※ 応募書類は郵送又は持参すること。

● 問合せ先及び応募書類提出先

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室（特定保健指導担当：桑原、岩田）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所北庁舎3階

電話： 075-222-3510

E-mail： kokuho-kenko@city.kyoto.lg.jp

1 目的

京都市国民健康保険では、特定健康診査の結果、特定保健指導対象者以外で、生活習慣病を発症する可能性が高いと見込まれる者に、その発症を予防し、被保険者の健康づくり及び将来的な医療費の適正化を図るため、保健事業を実施しています。

今回、京都市国民健康保険保健事業「生活習慣病一次予防事業」～運動ひろば 京からだ！～の令和7年度実施に当たり、効果的なプログラム内容の実施が可能な事業者を公募します。

2 業務内容

(1) 名称

令和8年度京都市国民健康保険保健事業「生活習慣病一次予防事業」～運動ひろば京からだ！～

(2) 委託する業務

別紙1 委託業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（事業の実施は令和8年9月からの予定）。

(4) 委託料

上限2,800千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※本事業に係る予算が不成立等の場合には、契約できない場合や事業内容を変更する場合があります。その場合は、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできません。

(5) 業務の打ち合わせ

月1回程度

3 応募資格

事業者の特性を活かしたプログラムの提供が可能であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とします。ただし、(2)に該当する者が事業受託者に決定した場合は、契約締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書を提出していただきます。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者

(2) 前号に該当しない者については、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項に掲げる資格及び本業務と同様の業務を受託した実績を有する者

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。
ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税
ウ 本市の市民税及び固定資産税
エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(3) 5に定める提出書類の提出日から選定結果の通知日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

4 受託候補者選定スケジュール

令和8年1月22日（木）	公募開始
30日（金）	質問受付締切
2月10日（火）	質問回答期限
12日（木）～2月18日（水）	企画書等提出
3月6日（金）	プレゼンテーション
4月7日（火）迄	選定結果の通知

※スケジュールはやむを得ない事情によって、変更することがあります。

5 企画書等の提出について

(1) 提出書類等

ア 応募者共通

参加表明書（様式1）	1部
見積書（社印及び代表者印を押印したもの、又はこれらの押印がない場合には、担当者の氏名及び連絡先が明記されているもの） ※宛先は京都市長で作成してください。	原本1部及び写し10部
経費内訳書 ※5(5)の指定項目に沿って作成してください。	原本1部及び写し10部
企画書（様式任意） ※選定基準（別紙2）に沿って作成してください。 ※A4サイズで作成してください。	原本1部及び写し10部

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合アに掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

印鑑証明書 ※申請日前3箇月以内に発行のもの原本	1部
「暴力団排除措置に係る誓約書」（様式3）	1部

登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※申請日前3箇月以内に発行のもの原本	1部
納税証明書（国税等及び京都市税） ※申請日前3箇月以内発行のもの ※国税等については納税証明書（その3の3）、京都市税については前年度分の法人市民税及び固定資産税の各納税証明書。ただし、京都市に事務所の所在がない場合は国税等の納税証明書の提出のみとなります。	1部
調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式4）	1部

(2) 提出期間

令和8年2月12日（木）～令和8年2月18日（水）（持参、郵送可）

※郵送の場合は、期限内必着の書留郵便に限ります。持参の場合は、平日（祝・休日を除く）の午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所 北庁舎3階

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室（特定保健指導担当：桑原、岩田）

(4) 質疑と回答

ア 受付期間 令和8年1月22日（木）～1月30日（金）午後5時30分まで

イ 質問方法

プロポーザルに関して質問を行う場合は、質問票（様式2）に記入のうえ、電子メールにて「ウ 提出先」に記載のアドレスに送信してください。なお、送信後は担当部署に着信確認の電話連絡をしてください。

※ 公平で厳正な選定を行うため、メール以外での質問は一切受け付けません。

ウ 提出先 E-mail : kokuhokenko@city.kyoto.lg.jp

（京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室 特定保健指導担当 桑原宛）

※電子メールの件名は、「令和8年度生活習慣病一次予防事業に係る業務委託に関する質問」としてください。

エ 回答及び回答方法

令和7年2月10日（火）までに電子メール又は文書にて回答します。

(5) 見積書及び経費内訳書の内容等

ア 消費税及び地方消費税相当額を含む金額

イ 次の項目を含む経費内訳書

経費内訳書の項目は以下の項目とし、単価、予定数量、予定金額を記載してください。

なお、以下の記載事項を含むものであれば、様式は問わないこととします。

	品名	予定数量
1. 人件費	事前打合せ	6回
	講師	32回
	サブスタッフ	32回
	受付、報告書作成等	一式

	品名	予定数量
2. 教材・資料等の作成	講義資料の作成（印刷含む）	200
	事前案内文及び落選通知の作成（印刷含む）	230
	2～4回目の教室案内の作成（印刷含む）	600 (200×3回)
	帳票類(参加満足度調査等)の作成（印刷含む）	一式
3. 郵送費・保険料	郵送費(事前案内、落選通知、次回教室案内)	830
	郵送費(4回目欠席者アンケート(往復))	15×2
	保険料	一式
その他、提案資料に基づき実施される業務（項目ごとに積算すること）		

※ 2・3については申込者数に応じて予定数量に変動の可能性があります。

6 業務委託先（受託候補者）の選定方法

(1) 採点について

選定に当たっては選定基準（別紙2）について、提出書類、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合して評価し、審査を行った者の点数を合計したものを参加者の評価点としたうえで、最も評価点の高い事業者（受託候補者）を選定します。

評価点が同点数になった場合は、「指導内容の有効性及び提案者の意欲」の評価項目の合計点数を比較し、最も点数の高い事業者を選定します。それでも同数になった場合は、見積額の最も安価な事業者を選定します。

また、参加者が1者のみであっても、プレゼンテーションを実施することとし、その場合は、採点結果が一定点数（平均60点）以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として選定します。

(2) プrezentation及び質疑応答

ア 日時及び会場

令和8年3月6日（金）予定 京都市役所内会議室

※開始時刻、場所等の詳細は企画書等の提出期限後に電子メールで通知します。

イ 方法

- ・プレゼンテーション：30分以内
- ・質 疑 応 答：20分以内
- ・参 加 人 数： 3人以内

※応募者数によっては、プレゼンテーションの持ち時間が変更となる場合があります。

※プレゼンテーションに用いる資料は事前に提出した企画書のみとします。

※パソコンからの投影発表も可能です。投影資料のデータは、5(2)の提出期間までに、5(4)ウの提出先にEメールで送付してください。(投影する場合、企画書はパワーポイントで横向き16:9サイズで作成してください。)

(3) 選定結果の通知

令和8年4月7日（火）までに、電子メール又は文書で通知します。

(4) 審査を行う者

受託候補者の選定に当たって、審査を行う者を次のとおり定めます。

福祉のまちづくり推進室担当部長、健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課担当課長、
保険年金課長、保健事業担当課長、特定保健指導係長、担当係長、担当係員

(5) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結します。なお、受託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の事業者を新たな受託候補者として協議を行います。

7 選定結果の公表

京都市公式ホームページ（京都市情報館）にて、選定結果とプロポーザルに参加した事業者及び評価点を公表します。

※掲載ページ 「京都市情報館」→「市政情報」→「入札・公募型プロポーザル」→「保健福祉局」

8 委託契約

(1) 委託内容

選定された受託候補者は、企画提案書等に基づき、具体的な事業内容等について京都市と協議し、京都市と合意に達した場合に限り、委託契約を行うものとします。

(2) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とします。

(3) 再委託の禁止

受託者は、本市の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならないこととします。

9 留意事項

- (1) 提出に伴う費用（プレゼンテーションを含む）は、全て事業者の負担とします。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出された企画書は返却いたしません。
- (4) 提出期限以降における企画書の差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 提出された企画書は、選定業務以外には事業者に無断で使用しません。

- (6) 応募に係る書類の事故等による未着について、本市は責任を負いません。
- (7) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、個人情報及び法人の営業に関する事項を除き、原則公開します。
- (8) 審査の経過等に関する問い合わせには一切応じません。